

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり公表します。

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
渡嘉敷村 健全化判断比率	—	—	5.4	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

【資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位:%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
航路事業特別会計	21.7	
下水道事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

○ 経営健全化基準以上となった原因

令和2年度は、航路事業特別会計の資金不足比率が21.7%、経営健全化基準以上となりました。経営健全化基準以上となった要因として、

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による旅客数の激減により料金収入が減少した。
- ②航路事業特別会計財政調整基金からの取崩と一般会計からの繰入金を予算確保して対応を予定していたが見込んでいた以上に繰上充用額が大きくなり、資金不足額が発生しました。

○ 今後の対応

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で経営健全化基準(20.0%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ただし、前年度(平成31年度・令和元年度)の資金不足比率が経営健全化基準未満であり、令和3年度において一般会計から繰入を行うことによって資金不足が解消されることが確実であると判断したことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項の規定に基づき、経営健全化計画を定めないとしました。

今後の航路事業の経営健全化に向けては、一般会計からの経営健全化に必要な額を繰り入れることとしています。また事業計画については、重要性、緊急性を勘案しながら見直しを行い経費の平準化を図るほか、歳出経費については経費全般について総点検を行い、経費削減に努め経営の合理化を図ってまいります。

健全化判断比率等の推移について

健全化判断比率の推移

(単位:%)

	令和 2 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 29 年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	5.4%	4.6%	4.1%	4.4%
将来負担比率	—	—	—	—

資金不足比率の推移

(単位:%)

	令和 2 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 29 年度
航路事業特別会計	21.7%	—	—	—